

イタリア文化会館-大阪の図書および映像資料の取り扱い規則について

イタリア文化会館-大阪の所蔵する図書資産には、書籍、CD や DVD が含まれる。

蔵書検索にあたっては、イタリア文化会館-大阪のホームページ上にて、自由に閲覧可能な蔵書リストを利用できる。

閲覧について

館内での資料の閲覧は、図書スペースでレッスンが行われていない時間帯かつ、司書の許可を個別に得た上で行うことができる。利用者は、閲覧を希望する資料を司書に申請し、閲覧後は資料を受け取った時と同様の状態で返却しなければならない。

貸し出しについて

資料の貸し出しは、次の規則にそって認められるものとする。

1. 資料の貸し出しの対象者は、日本に定住している成人で、有効な状態のカルタ・レオナルド（イタリア文化会館-大阪の友の会カード）を所持している者とする。大阪から離れた地域に在住している場合は、貸し出し対象者となりうるかどうかを司書が判断する。
2. 資料の貸し出しは、1 回につき 2 点（書籍、DVD、CD）までとし、貸し出し期間は貸し出し開始日より 21 日以内とする。
3. 百科事典、シリーズ本、辞書、地図、貴重または歴史的価値のある書物、1960 年以前に出版された書物、レコード盤などは貸し出しの対象外とする。
4. 資料の貸し出しにあたって、利用者は利用料金・年間 1,000 円（返金不可）を事前に納めることとする。
5. 利用者は、貸し出し期限内に会館にて直接、受け取った時と同様の状態で資料を返却しなければならない。資料の返却時、利用者には返却受領書が発行される。
6. 資料の返却後、他の利用者からのリクエストがない場合は、司書の判断のもと、同資料の貸し出し期間を延長することができる。
7. 2.に記載の期日内に資料の返却が行われな場合、または資料を紛失した場合において、利用者は、可能であれば新しく同一資料を購入する必要がある。

8. もし、同一資料の購入ができない場合は、会館は利用者に対し、資料の現在の価格もしくはそれに相当する金額の賠償を要求することができる。また、この規則は、司書の判断のもと、貸し出し期間中に汚損等が生じた資料に対しても適応される。
9. 図書に関するあらゆる取り扱いや状況について、司書は、自身が管理者となる電子貸出記録簿に即時に記載することとする。
10. 前述した規則から一つでも違反があった場合は、司書の提言のもと、館長がケースに応じて取り決めた一定期間、貸し出しを停止することができる。

館長